

東近江市が
わくわくする活動
元気になるアイデア
応援します！！

令和4年度

東近江市わくわく市民活動支援補助金

－募集要項－



募集期間 令和4年4月25日（月）～5月27日（金）

◆ 受付時間 8：30～17：00（土、日、祝日除く）

◆ 5月27日（金）必着（郵送の場合も含む）

東近江市総務部まちづくり協働課

① 補助の概要

市民が主役のまちづくりを推進するため、市民活動団体が自ら企画して実施する活動に対して、市がその経費の一部を助成する補助金制度です。

・対象団体の条件

市民活動団体で次のすべてに該当するもの

- ① 5人以上の市民で構成されていること
- ② 活動拠点が市内にあること、又はその活動が主に市内で行われていること
- ③ 定款、規約、会則等を有していること
- ④ 年間を通して活動し、事業に係る収支が明らかであること

* 会員相互の共益や親睦活動、営利を目的とする団体や宗教・政治活動を主な目的とする団体は対象となりません。

* まちづくり協議会及び自治会は対象となりません。

・対象事業

市民活動団体が市内で実施する公益的な活動

* 市が実施する他の財政的支援を受けている事業や受ける予定の事業は除く。

・補助金額

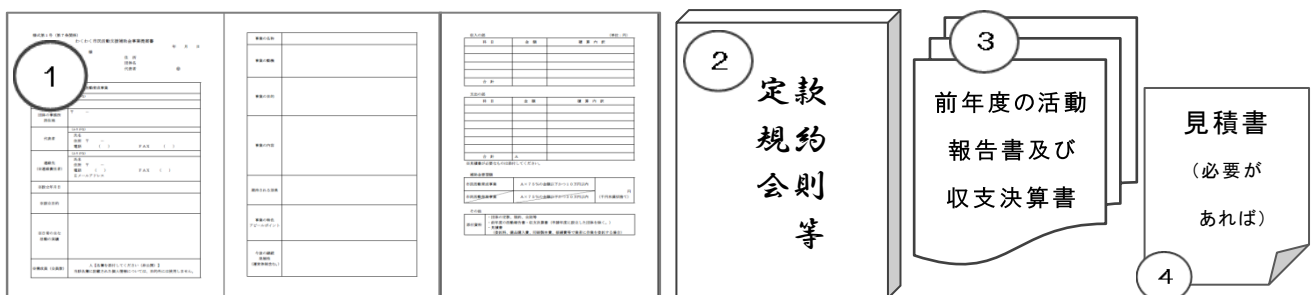
10万円以内（補助対象経費の3/4以内）

② 応募（提出）方法

所定の提案書に必要事項を記入のうえ、まちづくり協働課に持参して下さい。簡易書留での郵送による提出も可能です。（ファックス、メールは不可）

【提出書類】

- ① わくわく市民活動支援補助金事業提案書（様式第1号）
- ② 団体の定款・規約・会則等
- ③ 団体の前年度の活動報告書及び収支決算書（申請年度に設立した団体は除く）
- ④ 見積書（見積書が必要な経費がある場合）



③ 補助の対象となる経費・対象とならない経費

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに行われる活動で採択された事業の経費が対象となります。ただし、審査結果により不採択や採択外経費となった場合は、団体の自己資金等での負担となりますので、御注意下さい。

・補助の対象となる経費

項目	補助対象経費
賃金	事業の実施に直接必要なもので、実施団体の者に支払う経費。ただし、実際の労働への対価と認められる経費のみを対象とし、団体の事務員等への事務費の代替と見なされる経費は除く。
報償費	講師・有識者への謝金、謝礼、その他事業の実施に直接必要なもので、実施団体以外の者に支払う経費。ただし、補助金を充当できる上限は、1回当たり1人又は1団体につき3万4千円以内とする。
旅費	調査、講師・有識者への旅費、その他事業の実施に直接必要な旅費
需用費	事業の実施に要する消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、光熱水費、印刷製本費、修繕費等。なお、印刷製本費、修繕費等で、業者等へ作業を依頼する場合は、提案書提出時に見積書を添付すること。
役務費	事業の実施に要する通信費、通訳料、保険料、筆耕料等
委託料	事業の実施に直接必要なものを委託する経費。なお、提案書提出時に見積書を添付すること。
使用料及び賃借料	事業の実施に要する会場借上料、バス借上料、コピー使用料、施設入場料等
備品購入費	3年間以上その形状を変えることなく使用できるものの購入経費（総事業費の4割以内に限る。）なお、提案書提出時に見積書を添付すること。
負担金（研修参加費）	事業の実施に直接必要となる負担金及び研修参加費（会食に係る経費は除く。）
その他	市長が特に必要かつ適切と認めるもの

・補助の対象とならない経費

土地の取得、造成、補償などにかかる経費
補助金、交付金、出資金、寄付金、募金、賞金などの経費
団体の経常的な運営及び事務所等の維持に係る経費（事務所の家賃や光熱水費等）
領収書等により、事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
その他、補助事業の実施に直接かかわらない経費（交際費等）

* イベント性の高い事業に係る経費も対象外となります。

④ 補助対象事業の選定方法

補助対象事業の選定は、申請書類と面談により行い、わくわく市民活動支援補助金審査委員会の選考結果に基づき決定します。

・審査基準

①公益性	不特定多数の利益又は社会の利益につながる活動であるか。
②先駆性・波及効果	社会に必要とされている事柄を他に先駆けて行う活動であるか。その活動が将来幅広く支持、利用され、活動として広がっていく可能性があるか。
③実効性	目指す目標、成果に対して効果があるか。
④自立・継続の見込み	自立できることが期待され、継続できる活動であるか。また、自己努力により資金確保に努めているか。
⑤情報力・市民参加	各種メディアを利用し、広い視野で情報収集、広いエリアへ情報発信、PRに対する努力ができているか。また、市民参加に工夫がみられるか。

- ・審査委員が、それぞれの項目について評価し、協議の上、総合的に選考します。
- ・過去に採択された事業については、その活動状況を踏まえてどのように展開していくのかについても審査の対象となります。

・審査会

開催日：令和4年6月中旬～下旬
会場：東近江市役所
方法：各団体20分程度の面談

* 詳細な時間や会場は、
各団体に直接連絡します

・選考結果及び交付団体の決定

選考の結果は、応募された各団体に通知します。
審査委員会の結果により、申請額に対し補助額が減額されることもあります。

⑤ 事業成果の報告

補助事業終了後、すみやかに事業報告書類を提出していただきます。

* 提出期限：事業完了後1箇月以内又は3月末日のいずれか早い日

⑥ 事業の普及・公開

活動内容の普及促進や成果の周知を図るため、補助対象団体の活動内容・交付金額などについて、東近江市ホームページ等に掲載します。また、成果発表会としてわくわくこらぼ村（市民活動推進交流会）に参加していただきます。

【わくわくこらぼ村 ～市民活動推進交流会～】

市内の市民活動団体の活動を広く知ってもらい、市民活動の裾野を広げることや市民活動団体同士が交流する機会を創出することを目的に、「わくわくこらぼ村～市民活動推進交流会～」を開催しています。

事業が採択された団体は、採択年度と翌年度の交流会（例年秋から冬にかけて開催）に参加し、中間報告及び成果報告を行っていただきます。

過去の「わくわくこらぼ村」の様子は、まちづくりネット東近江のYouTubeにて公開しております。

Q&A

Q1 これまでに「わくわく市民活動支援補助金」で採択されたことがありますが、今年度も応募できますか？

A1 応募できます。継続事業については、前年度までの事業に対する工夫や改善点など、ステップアップを図って下さい。また、前年度「わくわく市民活動支援補助金」の採択を受けた事業については、前年度事業採択時の審査委員の付帯意見への取組状況等も考慮されます。

Q2 補助金の対象期間は？

A2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間を対象期間とします。

Q3 4月1日以降で審査会以前に行う事業は、補助金の対象となりますか？

A3 審査会で採択された事業の経費であれば、4月1日から3月31日までの年度内経費が対象となるので、審査会前でも対象となります。ただし、審査会で不採択事業や採択外経費となったものは対象外となります。

Q4 会員やスタッフに出す昼食や飲み物は対象になりませんか？

A4 事業を行う際に、準備や当日の運営等で作業が1日となり、昼食を取らざるを得ない場合などは対象となります。ただし、必要以上に豪華なお弁当など、事業に必要であると明確に説明できないものは対象外となります。

Q5 講師謝礼で、団体の構成員が講師をした場合は補助の対象となりますか？

A5 対象となりません。

Q6 事務所の光熱費や事務局員の人件費は対象になりますか？

A6 団体の経常的な活動に要する経費（事務所の家賃、光熱水費、事務局員の人件費など）は対象になりません。補助事業の実施に直接必要となる経費（事業実施のための部屋の使用料、電気代、ガス代、水道代、人件費など）は対象となります。

Q7 備品とは具体的にどのようなものですか？

A7 要綱では3年以上形状を変えることなく使用できるものと規定しています。ただし、備品の額は総事業費の4割以内です。

【備品の例】

パソコン・デジカメなどの電化製品、机・いす・棚などの家具類

Q8 申請時の事業計画や予算などは、事業実施の際にどの程度変更できますか？

A8 審査会で審査を受けた事業となるので基本的には変更はできません。軽微な変更については認めますが、できるだけ綿密な計画のもとに申請書を提出してください。なお、実績報告等により、初期の目的や計画から逸脱していると判断したときは、補助額を減額する場合や取り消す場合があります。そのため、当初の計画から変更になる場合は、事前にまちづくり協働課までお問い合わせ下さい。

【軽微な変更例】

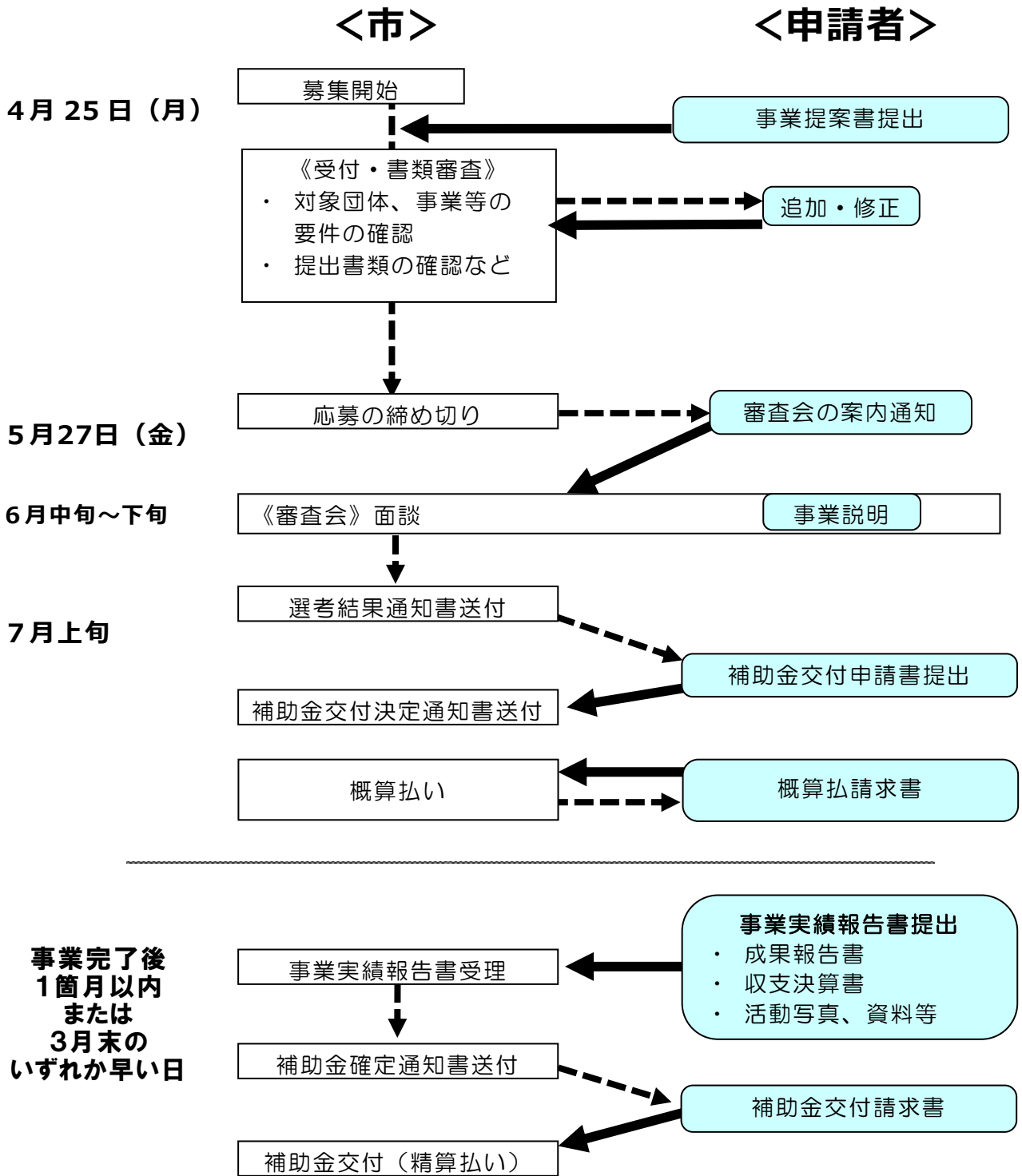
- ・補助の目的及び補助事業の遂行に影響を及ぼさない範囲での細部の変更をする場合(消耗品・原材料の数量の変更など)
- ・予算科目の変更は、変更額が予算額から30%以内かつ3万円以内の場合

Q9 経費はすべて領収書が必要ですか？

A9 補助金の対象となる経費については、すべて領収書が必要です。領収書がもらえない経費については、支出したことが証明できる書類(様式は任意)を添付してください。また、市の監査の対象となりますので、補助金に係る書類は明確に区分し、5年間保管して下さい。



【事務の流れ】



★採択団体は、採択された年とその翌年の合計2回、例年秋から冬にかけて開催している「わくわくこらぼ村～市民活動推進交流会」に成果報告も兼ねて参加していただきます。

【問合せ・応募書類の提出先】

東近江市 総務部 まちづくり協働課

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

電 話 0748-24-5623

I P 電話 050-5801-5623

F A X 0748-24-5560

E - mail machikyo@city.higashiomi.lg.jp

ホームページ <http://www.city.higashiomi.shiga.jp/>

